

## 練馬区地域包括支援センター第三者評価の概要(案)

### 第1 目的

平成27年の介護保険法の改正により、地域包括支援センター(以下「センター」とする。)設置者による自己評価および市町村によるセンターの事業実施状況の定期的な点検等に関する努力義務が法定化された。

それに伴い、区では、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うセンターの適正・公正な業務運営体制を担保すべく、各センターが業務実績の自己評価を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」とする。)に評価委員会を設置し、各センターの業務評価を行う。

各センターは、自己評価および評価委員会の評価結果を踏まえ、必要な改善を行う。そのPDCAサイクルの流れの中で、センターは、より良い業務運営体制の構築を目指す。

### 第2 対象

練馬区地域包括支援センター4本所(練馬・石神井・光が丘・大泉)

### 第3 事業評価実施の流れ

- ① 運営協議会に評価委員会を設置する。
  - ・ 評価委員は、運営協議会から3名を選任する。
  - ・ 評価委員の任期は、原則として運営協議会委員の任期と同じとする。
  - ・ 評価視点の多様性を確保するために、できる限り、評価委員は異なる職種の者で構成する。
- ② 各センターが自己評価を行う。各センターは評価結果を運営協議会事務局(以下「事務局」とする。)に報告する。
- ③ 評価委員が各センターを訪問し、調査を行う。評価委員は評価結果を事務局に報告する。
  - ・ 訪問調査は1か所あたり2～3時間程度を想定。
  - ・ 評価委員は、職員の聞き取り、提出された書類を精査し、評価を行う。
- ④ 事務局は、各センターおよび評価委員の評価結果をまとめた「練馬区地域包括支援センター事業評価報告書(以下「報告書」とする。)」を作成する。
- ⑤ 事務局は、報告書を運営協議会に提出する。運営協議会は、報告書を基に、センターの運営や活動に対する点検・評価を行う。

※ 各センター支所の業務については、評価委員会の評価対象ではないが、自己評価までを行うことを検討している。

## 第4 評価項目

### 1 組織運営体制の整備・構築

- (1) 担当する圏域における高齢者の実態把握を行っているか。
- (2) 担当する圏域における利用者のニーズの把握を行っているか。
- (3) 専門職間の連携を効果的に行っているか。
- (4) 支所の職員に対し、適切な支援・相談を行っているか。
- (5) 個人情報保護の徹底を行っているか。
- (6) 公正・中立に配慮した指定介護予防支援等業務等の委託先の案内を行っているか。

### 2 総合相談支援事業

- (1) 相談内容に応じた人的な対応体制が構築できているか。
- (2) プライバシーに配慮した相談環境の整備が整っているか。
- (3) 継続的な支援が必要な事案に関し、経過把握を行い、適切なフォローができているか。
- (4) 相談内容およびその後の経過等が適切に記録・管理されているか。
- (5) 利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制の整備を行っているか。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメントについて関係機関との連携・共同体制を構築しているか。
- (2) 地域の介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っているか。
- (3) 地域の介護支援専門員に対して効果的な研修等を行っているか。

### 4 介護予防ケアマネジメント事業

- (1) 介護予防ケアマネジメントに関する書類が適切に管理・保管されているか。
- (2) ケアプランに対し、適切な助言を行っているか。

### 5 権利擁護業務

- (1) 成年後見制度の活用の取り組みを行っているか。
- (2) 高齢者虐待防止の取り組みを行っているか。
- (3) 消費者被害防止の取り組みを行っているか。
- (4) 高齢者支援係との連携が効果的に行われているか。
- (5) 高齢者相談センター本所・支所との連携が効果的に行われているか。

### 6 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 担当地域における医療機関・介護サービス資源を把握し活用しているか。
- (2) 在宅医療・介護連携に関する相談支援は効果的に行われているか。
- (3) 在宅医療・介護連携における対応力の向上は行われているか。

## 7 認知症施策の推進

- (1) 担当する圏域における認知症高齢者の実態把握は行われているか。
- (2) 認知症に関わる本所・支所の連携強化は行われているか。
- (3) 認知症物忘れ相談事業を適切に行っているか。
- (4) その他、認知症高齢者に対する支援体制を構築できているか。

## 8 地域ケア会議の推進(担当圏域の支所の取り組み実績も加味する)。

- (1) 地域ケア会議がケースの解決・介護支援専門員の資質向上につながっているか。
- (2) 地域ケア会議が地域のネットワーク構築につながっているか。
- (3) 地域ケア会議を通じて地域の課題を把握できているか。
- (4) 地域ケア会議が地域づくり、新たな地域資源の開発につながっているか。

## 9 生活支援サービスの体制整備

- (1) 高齢者生活支援サービスを行う主体を把握しているか。

※ 以上の評価項目は、「平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業、地域包括支援センターの機能評価指標に関する調査研究事業報告書(三菱総合研究所)」を参考とした。

## 第5 評価指標

- ・ 各項目の評価は、「とても良い」、「良い」、「普通」、「要改善」の 4 段階とする。
- ・ 評価は、評価委員の合議で決定するものとする。
- ・ 特記事項欄は、その評価とした理由、その他特に記載すべき事項等を記入する。

## 第6 今後のスケジュール(案)

日程	内容
平成27年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営協議会から評価委員 3 名を選出する。</li> <li>・ 各センターは、平成27年度上半期(4月～10月)事業の自己評価を行い、事務局に報告する。</li> </ul>
11月上旬～中旬	評価委員が各センターを訪問し、調査を行う。
11月下旬	評価委員は、調査結果を事務局に報告する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局は、評価結果をまとめた報告書を作成し、運営協議会に提出する。</li> <li>・ 事務局は、報告書に運営協議会で出された意見を付して、各センターに事業結果の報告を行う。</li> </ul>
平成28年4月	各センターは、平成27年度事業の自己評価を行い、事務局に報告する。
5月上旬～中旬	評価委員が各センターを訪問し、調査を行う。
5月下旬	評価委員は、調査結果を事務局に報告する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局は、評価結果をまとめた報告書を作成し、運営協議会に提出する。</li> <li>・ 事務局は、報告書に運営協議会で出された意見を付して、各センターに事業結果の報告を行う。</li> </ul>
7月～	各センターは報告書等の結果を踏まえ、必要な改善を行い、平成29年度の事業計画を策定していく。

※ 今年度は、今年度より業務委託を開始した3センターの事業評価を早期に行う必要があるため、年度の途中で事業評価を行う。

※ 次年度以降は、4月に自己評価、5月に評価委員による調査、6月に事業評価結果を地域包括支援センター運営協議会に報告するというスケジュールで行っていく予定。